

学位論文題名

『ドイツ史の始まり

— 中世ローマ帝国とドイツ人のエトノス生成 —』

学位論文内容の要旨

第1部「政治・国制史のアプローチによる「ドイツ史の始まり」——843～919年」。

政治・国制史的に見た場合、843年のヴェルダン条約は、紆余曲折を経てついにはドイツという一つの結節点へと向かって収斂していくことになる政治プロセスが、その胎動を始めた重要な契機を意味する。将来のドイツ王国（およびフランス王国）に対し外形的枠組みを初めて提供したという意味において、この事件は、長期間に及ぶ「ドイツ史の始まり」の歴史過程の始点として位置付けられる。ただし、以後の一連の事件の連鎖、特に919年のハインリヒ1世の国王選出に、「革命的」な断絶を見出すことはできない。東フランク王国は、部族的に規定されていたのではなく、その政治構造の基盤をなすのは、カロリング期の大フランク帝国の行政単位としての「分国（*regna*）」であった。大フランク帝国に編入された非フランク系の諸民族（*gentes*）は、この政治的枠組みの中で「再ゲンス化」の波に洗われつつ、新たなエトノス的・政治的集団へと変貌しつつあった。コンラート1世（911年）、ハインリヒの非カロリング王権は、「フランク人とザクセン人の分国」を政治空間とする帝国貴族の対立と共生という観点から捉えるべきであり、そこに確認されるのは王朝交替を越えた「フランク」的連続性である。

第2部「『ドイツ』の起源と展開——カール大帝からオットー朝の始まり（919年）まで」。

本論文の第2部は、ドイツに相当する語の網羅的な検証を試みた部分であり、わが国の西洋史研究においては初めて本格的に試みられた考察部分といえることができる。ドイツ（*deutsch*）に関連する中世ラテン語形容詞 *theodiscus* / *teutonicus* の語法からみた場合、カロリング朝期は、なお「ドイツ史の始まり」の「前史」と位置付けられねばならない。その語法の大半は、*lingua theodisca* / *teutonica* という組合せで「フォルクの言葉」を意味する普通辞的言語呼称の段階に留まっており、固有辞としての『ドイツ』なる「民族」あるいは「王国」の概念はなお未成であった。

第3部「『ドイツ人』と『ドイツ人の王国』——オットー朝の始まりから11世紀初頭まで」。

オットー朝期は、「フランク」、「ザクセン」、「ローマ」という主要な政治的概念が目まぐるしく交錯し、その複雑な関係の中から「ドイツ」なる民族名が初めてドイツ人自身によって使用され始める、まさに「ドイツ史の始まり」の「展開期」と位置付けられる。

そのため第3部以下では、政治・国制史のアプローチと概念史のアプローチの双方の視角に即して「ドイツ」なる概念が形成されるに至る条件とプロセス、概念の内容と特徴の解明に向け総合的考察が行われている。民族名は、10世紀半ば以降イタリア人によって、アルプス以北のゲルマン語系の諸民族を、包括的な視点から言語=民族共同体として把握する目的で使用され始めた。ただし、アルプス以北の「フランク=ザクセン王国」においては、ザクセン人を初めとする諸民族 (*gentes*) と、その政治的枠組みとしての大公国=領 (*regna*) は、支配者としての国王を介して王国に接合されているにすぎず、多民族的に規定された王国の多極的な権力構造は、なお維持されていた。それ故、「ドイツ人」による自称用法は、「王国」ではなく、普遍的・キリスト教的な「帝国」を舞台として、イタリア人による他称用法を受容するという形で生じた。その担い手となったのは、「ローマ帝国の改新」を標榜する「ローマ人の皇帝」オットー3世と、その周辺のイタリア体験を有する一部の人々である。しかし、現実の政治を規定していたのは、互いに競合関係にある諸民族であり、「ドイツ人」の輪郭はなお曖昧であり続けた。

第4部「「ローマ帝国を担うドイツ人」——11世紀初頭から叙任権闘争期まで」、「終章」。

「ドイツ人の王国 (*regnum Teutonicorum*) 」という政治的術語が自称として使用されるための要件は、3点に集約される。1. 支配者 (= 国王) 個人の人格を超越する (*transpersonal*) 新たな王国観の醸成、2. 「ローマ帝国」と「アルプス以北の王国」という二つの政治空間に関する分離的思考の確立、そして、3. 「フランク」ないし「ローマ」と対抗しうる正当性の原理としての特殊「ドイツ」的な政治・歴史意識の醸成。1の要件は、11世紀前半、帝国教会体制の樹立によって充足され始めたが、2は「ドイツ人」自身によってではなく、上述のように教皇グレゴリウスの「戦いの言葉」としての語法によって初めて満たされることになった。最高の普遍的価値たる「ローマ」を志向する国王ハインリヒ4世とその陣営は、この術語の使用を忌避し続け、ハインリヒ5世は1105年、対抗措置として「ローマ人の国王 (*Romanorum rex*) 」を称し始めた。超人格的国家観は、確かに醸成されたものの、国王は「ドイツ王国」から分離され、後者は諸侯によって担われる政治的構成体として理解された。この結果、「ローマ帝国」を大枠とする政治観念において、中間に挟まれた「ドイツ王国」は、政治=国制上不明確な存在に留まることになった。他方、3は、「ドイツ人の起源説話」を「ローマ帝国の建国神話」と結び付けた『アンノの歌』によって先鞭を付けられた。「ローマ帝国を担うドイツ人」という歴史意識は、その最も完成された形を12世紀半ば、上述オットー・フォン・フライジングの帝権移転論に見出すことになる。世俗的形象としての近代的ネーションとは異なる「四世界帝国論」上の救済史的存在こそが、中世ドイツ人のアイデンティティを規定する決定的要素であった。しかし、「帝国」と「王国」の狭間で揺れ動くドイツ人のアイデンティティは、イタリア支配権の喪失、宗教改革、領邦分立体制といったその後の歴史的変動の中で、幾重にも引き裂かれていくことになる。残されたほとんど唯一の絆、すなわち共通の「言語」によって結ばれた「民族」なるものが発見され、彼らの新たな「歴史」が知識人の手で構築され始めるのは、18世紀後半のロマン主義以降のことである。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 山 本 文 彦

副 査 教 授 砂 田 徹

副 査 教 授 清 水 誠

副 査 教 授 田 口 正 樹 (法学研究科)

学 位 論 文 題 名

『ドイツ史の始まり

ー中世ローマ帝国とドイツ人のエトノス生成ー』

「ドイツ史の始まり」—— 自国史の歴史的起源への問いかけは、日本も含めたいずれの国の歴史学でも一般的に見られる。しかし、ドイツの場合ほど問題が、長期にわたり、しかも半ば感情的に争われてきたケースは稀である。議論の萌芽は、12世紀半ばに生きた中世最大の歴史家オットー・フォン・フライジングに既に見出される。そこではローマ帝国とドイツ人の歴史的形成の因果関係が、キリスト教的な救済史の枠組みの中で解釈されていた。一方、近代的歴史学が成立した19世紀以降の議論では、主として国民国家的観点から、問題は「ドイツ王国の成立」ないし「ドイツ民族の形成」として設定された。大フランク帝国を共通の母胎とする隣国フランスのノーマルな国家形成を鋭く意識しつつ、国民国家形成に遅れをとり、しかもそれが「小ドイツ」という捻れた形でしか解決できなかったドイツにおいては、ロマン主義の「民族精神論」の影響を強く受けつつ、「国家」に先行する「民族」の規定性というパラダイムが強く打ち出されることになったのである。

1970年代までの研究においては、「国家」に対する「民族」の先行・規定性の主張が優位を占め、ドイツ民族の政治的結集という観点から、様々な建国年が提起されてきた。大フランク帝国が3分割されたヴェルダン条約(843年)。皇帝カール3世の失脚とそれに伴う東西フランク王国の最終的分離(887年)。東カロリング王家の断絶(911年)。そしてフランク人からザクセン人への王朝交替(919年)。特に919年のザクセン朝(オットー朝)の始まりという事件は、近年にいたるまで一部の概説書ではなお「フランク」から「ドイツ」への画期として叙述されている。

「(東)フランク王国」が遅くとも919年には「ドイツ王国」に移行し、それが962年以降、イタリア、ブルグント両王国とともに三位一体として「ローマ帝国」を構成する。こうした伝統的な時代区分論は、とりわけ「ドイツとは何か」を問う政治観念史ないし概念史の立場からは、大きく修正される必要がある。本論文は、二つの観点、すなわち政治=国制史および政治観念史の複眼的視角から、「国家」と「民族」という二つの問題領域を

包括的に考察している。

本論文は、「ドイツ史」の始まりに関するわが国における初めての本格的・網羅的研究と位置づけることができる。本論文は、当該領域におけるドイツのこれまでの莫大な研究をほぼ全て検討した上で、新たに「ドイツ」に相当する言葉をその初出の8世紀から12世紀まで、史料数約210点、総計約560の用例について網羅的に検証している。このような緻密な検討は、わが国はもとよりドイツにおいても今まで行われておらず、大変に学術的意義が高いと判断することができる。論述においては、該当史料を丹念に読解し、研究上の位置づけを明確化した上で自説が述べられており、大変に説得的であり重厚である。また、「ドイツ」、「ドイツ人」、「ドイツ王国」、「ローマ帝国」という錯綜した術語の歴史的展開を解明するために、政治・国制史的観点と政治観念史的観点の二つの観点で複合的に分析する手法を用い、ドイツ人のエトノス生成と中世のローマ帝国の関連をダイナミックに描き出している。その結果、オットー朝期のドイツを「フランク＝ザクセン王国」と規定するなど、ドイツの諸研究の対立点や問題点について、著者独自の見解が説得的に示されている。わが国の従来の研究に比して、この時期の政治・国制史理解のレベルを大きく引き上げるものであることは言うまでもない。

さらに本論文第2部においては、ゲルマニスティクの領域にも視野を広げ、問題を総合的に把握することを試みている。歴史学研究としては野心的な試みとして評価できるが、この部分に関しては、言語学的観点からの一層の精査が必要な箇所が散見される。「ドイツ史の始まり」を特定の年代に限定するのではなく、843年のヴェルダン条約から12世紀半ばまでの幅を持たせた時代として設定し、その中での「ドイツ」の術語の受容および変容過程を重視する著者の主張は、当該領域の研究者にとどまらず、中世中期以降のドイツ史の研究者にも大きなインパクトを与えることになると思われる。また、ドイツ史だけでなく、わが国のヨーロッパ中世初期および中期の歴史研究に大きな貢献となる論文と判断することができる。

本審査委員会は、以上のような審査結果により、全員一致して本申請論文が博士（文学）に学位を授与されるにふさわしいものであると判断した。